「林地開発許可申請の手引」の改正について

令和８年１１月
森林保全課

１　改正の背景及び目的

令和８年４月１日に改正森林法が施行され、林地開発許可制度において、許可条件違反に対する罰則の新設や中止・復旧命令に従わない者の公表が措置されました。また、「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に係る対策パッケージ」（令和７年 12 月関係閣僚会議決定）を踏まえ、許可基準等が見直され、大規模太陽光発電事業に係る残置森林に関する基準の強化、関係市町村の意見聴取に係る手続の充実等が行われ、これらの法改正及び許可基準等の見直しを踏まえた制度運用について、国より技術的助言として通知されています。

こうした背景から、本手引においても関連する部分及びその他見直しを要する箇所について、改正を行うものです。

２　改正案の概要

（１）「群馬県林地開発許可技術指針」の改正
（２）「群馬県林地開発許可申請要領」の改正
（３）その他（語句修正や表現の見直し等）

※ 詳細については、「（改正案）林地開発許可申請の手引」及び「新旧対照表」をご確認ください。。

３　施行日

令和９年１月１日（予定）